

厚生委員会報告資料

令和6年1月19日

報告事項件名	頁
1 令和5年度ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」評価委員会の評価結果について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 「あだち物価高騰支援臨時給付金」（1世帯7万円）事業の実施について・・・・・・	5
3 足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）のパブリックコメントに対する区の考え方について・・・・・・・・	8
4 足立福祉事務所 第二次滞納対策アクションプランについて・・・・・・・・	9

(福祉部)

厚生委員会報告資料

令和6年1月19日

件名	令和5年度ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」評価委員会の評価結果について																											
所管部課名	福祉部 親子支援課																											
内容	<p>ひとり親交流事業「サロン豆の木」運營業務委託事業者評価委員会（以下、「評価委員会」という。）による評価結果について報告する。</p> <p>1 対象業務の委託事業者及び評価結果</p> <table border="1" data-bbox="437 680 1447 916"> <thead> <tr> <th>委託事業</th> <th>事業者名</th> <th>評点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サロン豆の木【相談支援型】</td> <td>特定非営利活動法人 子育てパレット</td> <td>85.2</td> </tr> <tr> <td>サロン豆の木【企画型】</td> <td>特定非営利活動法人 ぷらちなくらぶ</td> <td>62.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 評点が6割（60点）以上で、契約を更新する。</p> <p>2 評価対象期間等</p> <p>(1) 評価対象期間 令和5年4月1日から令和5年9月30日まで</p> <p>(2) 契約期間（更新1回目） 令和6年4月1日から令和7年3月31日</p> <p>※ 最長2回まで</p> <p>3 評価委員会の開催 令和5年11月14日</p> <p>4 評価委員会委員の構成</p> <table border="1" data-bbox="400 1543 1447 1845"> <thead> <tr> <th>役職</th> <th>氏名</th> <th>所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員長</td> <td>中村 明慶</td> <td>福祉部長</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>近藤 博昭</td> <td>福祉部福祉管理課長</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>江川 博文</td> <td>地域のちから推進部住区推進課長</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>飯塚 尚美</td> <td>地域のちから推進部多様性社会推進課長</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>後藤 英樹</td> <td>福祉部親子支援課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 昨年度のプロポーザル選定委員会では、「足立区プロポーザル方式実施基準」の第6条の3による区職員のみでの委員構成としたため、今回の評価委員会についても、同様の委員構成とした。</p>	委託事業	事業者名	評点	サロン豆の木【相談支援型】	特定非営利活動法人 子育てパレット	85.2	サロン豆の木【企画型】	特定非営利活動法人 ぷらちなくらぶ	62.2	役職	氏名	所属	委員長	中村 明慶	福祉部長	副委員長	近藤 博昭	福祉部福祉管理課長	委員	江川 博文	地域のちから推進部住区推進課長	委員	飯塚 尚美	地域のちから推進部多様性社会推進課長	委員	後藤 英樹	福祉部親子支援課長
委託事業	事業者名	評点																										
サロン豆の木【相談支援型】	特定非営利活動法人 子育てパレット	85.2																										
サロン豆の木【企画型】	特定非営利活動法人 ぷらちなくらぶ	62.2																										
役職	氏名	所属																										
委員長	中村 明慶	福祉部長																										
副委員長	近藤 博昭	福祉部福祉管理課長																										
委員	江川 博文	地域のちから推進部住区推進課長																										
委員	飯塚 尚美	地域のちから推進部多様性社会推進課長																										
委員	後藤 英樹	福祉部親子支援課長																										

5 評価方法

(1) 委員会評価

受託事業者から提出された令和5年4月から9月までの事業実績資料に基づき、事業者が評価委員会にてプレゼンテーションを行い、評価委員がヒアリングを行った。

(2) 評価基準

全ての評価項目の合計点を委員の数で除した点を評点とし評価する。

ア 6割以上の場合は委託継続を可

イ 6割未満の場合は委託継続を否

6 評価項目

(1) サロン豆の木【相談支援型】

評価項目	評価の視点	配点	評価の平均
業務遂行力(全体)	技術力の保有、実施体制	10	8
	委託に即した実施内容	5	4.4
	ひとり親家庭等の参加を促す工夫	10	7.8
業務遂行力【相談支援型】	ひとり親家庭等の相談、孤立解消、情報提供、支援へのつなぎ	15	13.2
業務の理解度	業務の理解度	15	14.2
個人情報保護	個人情報保護の体制	15	12.8
安全面の配慮	事故防止・感染症対策	10	8.4
取組姿勢【相談支援型】	相談支援実施体制、関係機関との連携	10	9.2
次年度に向けた課題分析	課題分析、改善策、コストパフォーマンスの妥当性	10	7.2
総合点		100	85.2

(2) サロン豆の木【企画型】

評価項目	評価の視点	配点	評価の平均
業務遂行力(全体)	技術力の保有、実施体制	10	6.6
	委託に即した実施内容	5	3.6
	ひとり親家庭等の参加を促す工夫	10	5.6
業務遂行力【企画型】	ひとり親家庭同士や親子の交流促進	15	8.4
業務の理解度	業務の理解度	15	10
個人情報保護	個人情報保護の体制	15	10
安全面の配慮	事故防止・感染症対策	10	6.2
取組姿勢【企画型】	行政、企業、NPO等関係機関につなぐ事業展開	10	5.6
次年度に向けた課題分析	課題分析、改善策、コストパフォーマンスの妥当性	10	6.2
総合点		100	62.2

(3) 委員からの主な意見

ア 相談支援型

- (ア) サロン豆の木開催日以外にも相談を受け、手厚く対応している。
- (イ) 相談者を福祉事務所につなげるなど、連携が取れている。
- (ウ) フードパントリーと同日にサロン豆の木を開催し、サロン参加者へ食品の支給ができるようしていることは、評価できる。

イ 企画型

- (ア) 開催日を固定化せず、運動会時期を避けるなど弾力性を持たせてはどうか。
- (イ) ギャラクシティは家族連れが多く、開催場所として適切なのか。
- (ウ) 親子分離型など、親同士・子ども同士で交流できる企画はどうか。

7 今後の方針

企画型受託事業者に対しては、評価結果及び委員からの意見をもとに、今後の業務改善について指導していく。

- (1) 大人数での参加が可能な企画型のサロンについては、毎月提出される実績報告書に、参加者数の少なかった原因と改善策を記載するよう指導する。
- (2) 開催内容について上半期と下半期（年2回）の協議をしていたが、今後は、実績報告書をもとに、3ヵ月ごと（年4回）に協議をしていく。

厚生委員会報告資料

令和6年1月19日

件名	「あだち物価高騰支援臨時給付金」(1世帯7万円)事業の実施について																	
所管部課	福祉部 生活・暮らし臨時給付金担当課																	
内 容	<p>国から令和5年度住民税非課税世帯に対して新たに7万円を給付する、地方創生臨時交付金の追加的拡大が示された。この交付金を活用し、以下のとおり給付する。</p>																	
	<p>1 支給対象世帯 基準日(令和5年12月1日)時点で足立区の住民基本台帳に記録されている令和5年度分住民税均等割非課税世帯 ※ 世帯全員が、住民税課税者から税法上扶養されている世帯等を除く。</p>																	
	<p>2 支給世帯数 約97,000世帯</p>																	
	<p>3 支給額 1世帯あたり70,000円</p>																	
	<p>4 支給スケジュール(1月4日現在)</p> <table border="1" data-bbox="336 1137 1484 2011"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者</th> <th>通知の種類(※3)</th> <th>通知発送時期</th> <th>支給時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>【先行支給】 前回の1世帯あたり3万円給付金(※1)を区から支給した生活保護受給世帯のうち、一定の要件を満たす世帯(※2) (約14,000世帯)</td> <td rowspan="2">振込事前案内 【区へ返送不要】</td> <td rowspan="2">令和6年1月10日 以降到着</td> <td>令和6年1月18日 19日 約7,000世帯× 2日間</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>前回の1世帯あたり3万円給付金を区から支給した世帯のうち、世帯構成等に変更がない上記①以外の世帯 (約62,000世帯)</td> <td>令和6年1月29日 30日 約31,000世帯× 2日間</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>転入世帯など上記①②以外の住民税非課税世帯 (約21,000世帯)</td> <td>確認書 【区へ返送必要】</td> <td>令和6年1月16日 以降到着</td> <td>令和6年1月29日 以降順次</td> </tr> </tbody> </table>		対象者	通知の種類(※3)	通知発送時期	支給時期	①	【先行支給】 前回の1世帯あたり3万円給付金(※1)を区から支給した生活保護受給世帯のうち、一定の要件を満たす世帯(※2) (約14,000世帯)	振込事前案内 【区へ返送不要】	令和6年1月10日 以降到着	令和6年1月18日 19日 約7,000世帯× 2日間	②	前回の1世帯あたり3万円給付金を区から支給した世帯のうち、世帯構成等に変更がない上記①以外の世帯 (約62,000世帯)	令和6年1月29日 30日 約31,000世帯× 2日間	③	転入世帯など上記①②以外の住民税非課税世帯 (約21,000世帯)	確認書 【区へ返送必要】	令和6年1月16日 以降到着
	対象者	通知の種類(※3)	通知発送時期	支給時期														
①	【先行支給】 前回の1世帯あたり3万円給付金(※1)を区から支給した生活保護受給世帯のうち、一定の要件を満たす世帯(※2) (約14,000世帯)	振込事前案内 【区へ返送不要】	令和6年1月10日 以降到着	令和6年1月18日 19日 約7,000世帯× 2日間														
②	前回の1世帯あたり3万円給付金を区から支給した世帯のうち、世帯構成等に変更がない上記①以外の世帯 (約62,000世帯)			令和6年1月29日 30日 約31,000世帯× 2日間														
③	転入世帯など上記①②以外の住民税非課税世帯 (約21,000世帯)	確認書 【区へ返送必要】	令和6年1月16日 以降到着	令和6年1月29日 以降順次														

※1 前回の1世帯あたり3万円給付

物価高騰の影響を受けた低所得世帯の負担軽減を図るため、区においては令和4年度住民税非課税世帯、令和5年度新規住民税非課税世帯及び家計急変世帯を対象とした、1世帯あたり3万円の給付事業（令和5年10月31日申請期限）（以下「3万円給付金」と表記）

※2 生活保護受給世帯への先行支給

要件…振込事前案内対象の生活保護受給世帯のうち、令和5年12月分の生活保護費を振込で受給した口座が、7万円給付金の支給予定口座情報と一致している世帯

理由…生活保護受給中の世帯はケースワーカーが定期的に居住実態や世帯状況を確認していることに加え、7万円給付金の支給口座が、毎月支給する生活保護費の振込口座と同一であれば、給付金の振込を円滑に実施できると判断したため。

※3 振込事前案内…口座変更等がなければ区へ返送不要で振込可能な世帯。
対象者が意図しない口座への振込等を防ぐため、振込案内を事前に送付して口座変更等届出期間を一定期間設けることを国が推奨している。前回の3万円給付時には、変更申出者等が300件程度発生した。

確認書…支給要件や振込口座等確認のため区への書類返送が必要な世帯

5 支給手続き

(1) 上記4①②の世帯

ア 区から対象世帯へ振込事前案内を発送

イ 口座へ入金後、振込通知書を送付

※ 3万円給付金を足立区から世帯主口座に支給した世帯のうち、令和5年1月1日時点で足立区に住民登録があり、かつ今回の7万円給付金の基準日（令和5年12月1日）までに世帯構成等の変更がない世帯

(2) 上記4③の世帯

ア 区から対象世帯へ確認書を発送

イ 区へ確認書を返送

ウ 区は確認書の内容を確認の上、支給を決定

エ 口座へ入金後、振込通知書を送付

6 受付期限

令和6年3月15日（金）当日消印有効

※ 国の動向等により、今後再検討の可能性あり。

7 専用コールセンター・申請相談支援窓口の設置

(1) 専用コールセンター（外部委託）

令和5年12月21日（木）開設

電話番号：0120-247-035（平日午前9時～午後8時まで）

(2) 申請相談支援窓口（人材派遣従事）

令和6年1月10日（水）開設

本庁舎中央館1階アトリウム（平日午前9時～午後5時まで）

8 周知方法

対象世帯に対して、振込事前案内及び支給要件確認書を順次送付するとともに、あだち広報1月1日号及び区ホームページにて詳しく周知した。

9 【参考】23区スケジュール（1月11日現在各区ホームページ情報）

初回支給時期	自治体数	備考
令和5年12月下旬	4区	(例) A区 対象の全世帯に確認書を送付し、返送後順次支給 B区 世帯数限定で電話事前予約により窓口で現金支給
令和6年1月中旬	2区	<u>足立区</u>
1月下旬	6区	
2月上旬	3区	
2月中旬	5区	
情報なし	3区	

10 今後の方針

給付金を一日でも早く区民に支給するため、確認書等の事務処理を迅速に進めるとともに、ミスを起こさないよう細心の注意を払って取り組んでいく。

厚生委員会報告資料

令和6年1月19日

件名	足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）のパブリックコメントに対する区の考え方について																																											
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課																																											
内容	足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）のパブリックコメントに対する区の考え方について、以下のとおり報告する。																																											
	1 パブリックコメントの実施結果																																											
	(1) 実施期間																																											
	令和5年10月16日（月）～令和5年11月16日（木）																																											
	(2) 実施結果（意見・要望等の提出者数）																																											
	個人：674人、法人：0法人																																											
	＜参考＞令和2年度実施結果 個人：438人、法人：2法人																																											
	(3) 意見・要望等の内訳																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>意見・要望</th> <th>前回件数 (令和2年度)</th> <th>今回件数</th> <th>差引件数 (今回－前回)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>介護保険料について</td> <td>420件</td> <td>601件</td> <td>181件</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>介護サービスの利用者負担について</td> <td>13件</td> <td>55件</td> <td>42件</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>施設整備について</td> <td>15件</td> <td>58件</td> <td>43件</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>介護人材の確保について</td> <td>22件</td> <td>46件</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>介護報酬改定について</td> <td>7件</td> <td>2件</td> <td>△ 5件</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>その他</td> <td>233件</td> <td>89件</td> <td>△ 144件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>710件</td> <td>851件</td> <td>141件</td> </tr> </tbody> </table>					意見・要望	前回件数 (令和2年度)	今回件数	差引件数 (今回－前回)	①	介護保険料について	420件	601件	181件	②	介護サービスの利用者負担について	13件	55件	42件	③	施設整備について	15件	58件	43件	④	介護人材の確保について	22件	46件	24件	⑤	介護報酬改定について	7件	2件	△ 5件	⑥	その他	233件	89件	△ 144件		合計	710件	851件	141件
		意見・要望	前回件数 (令和2年度)	今回件数	差引件数 (今回－前回)																																							
①	介護保険料について	420件	601件	181件																																								
②	介護サービスの利用者負担について	13件	55件	42件																																								
③	施設整備について	15件	58件	43件																																								
④	介護人材の確保について	22件	46件	24件																																								
⑤	介護報酬改定について	7件	2件	△ 5件																																								
⑥	その他	233件	89件	△ 144件																																								
	合計	710件	851件	141件																																								
※ 複数の意見・要望等を提出された方がいるため、意見・要望等の件数と提出者数は一致しない。																																												
2 パブリックコメントに対する区の考え方																																												
別添資料「いただいた意見に対する区の考え方」のとおり。																																												
3 今後の方針																																												
パブリックコメントにおける区民の意見や介護保険・障がい福祉専門部会等での審議、国の介護報酬改定等に向けた議論を踏まえ、本計画を策定する。																																												

厚生委員会報告資料

令和6年1月19日

件名	足立福祉事務所 第二次滞納対策アクションプランについて
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活保護指導課
内容	<p>生活保護返還金債権に関する「第二次滞納対策アクションプラン（別添資料参照）」を策定したので報告する。</p> <p>1 計画名 足立福祉事務所 第二次滞納対策アクションプラン（令和6～8年度） ※ 第一次は令和3～5年度</p> <p>2 目的 第一次アクションプランの取組みで累計債権額は減少したが、令和4年度末の累計額は約24億9千万円であり、さらなる債権額の減少および収納率向上に向けた取組みを推進するため、第二次滞納対策アクションプランを策定する。</p> <p>3 実施期間 令和6年6月～令和9年5月 ※ 令和5年度決算確定後から実施</p> <p>4 最終目標（令和8年度末） 【累計債権額】24.9億円（令和4年度末実績） → 23億円 【収納率】19.24%（令和4年度末実績） → 22.07%</p> <p>5 第二次アクションプランの主な取組み内容 （1）新たな債権の発生を防ぐ取組み【新規】 生活保護費返還金債権の新規発生は増加傾向にあるため、下記の取組みを新たに実施する。 ア 資産調査業務の集約（事務センター化／令和6年度モデル実施） 各福祉課で行っている年金受給資格調査事務、戸籍調査事務、預貯金等調査事務を生活保護指導課に集約し、事務の統一化と効率化を図る。 また、保護申請時の財産の確認から返還金回収までを組織的に一元管理する。 イ 預貯金調査の電子化（令和6年度導入予定） 預貯金調査の電子化システム導入により、受給者の資産の早期把握が可能となるため、保護の要否の適正審査と保護費の過払いを防ぐ。 ウ 納付方法の多様化（令和8年度導入予定） コンビニ納付や電子マネーでの納付方法を導入し、返還金納付の利便性</p>

と収納率の向上を図る。

(2) 滞納繰越債権を減少させる取組み【継続】

令和4年度末の累計債権額は、いまだ約24億9千万円であることから、滞納繰越債権の減少に向けて、以下の取組みを継続する。

ア 区民部特別収納対策課との連携

専管職員（国税OB）による積極的な財産調査と債務者の状況に応じた徴収を実施する。

イ 適正な欠損処理の推進

特別収納対策課の調査結果に基づき、回収の見込みがない場合には、執行停止の処理を適正に行う。

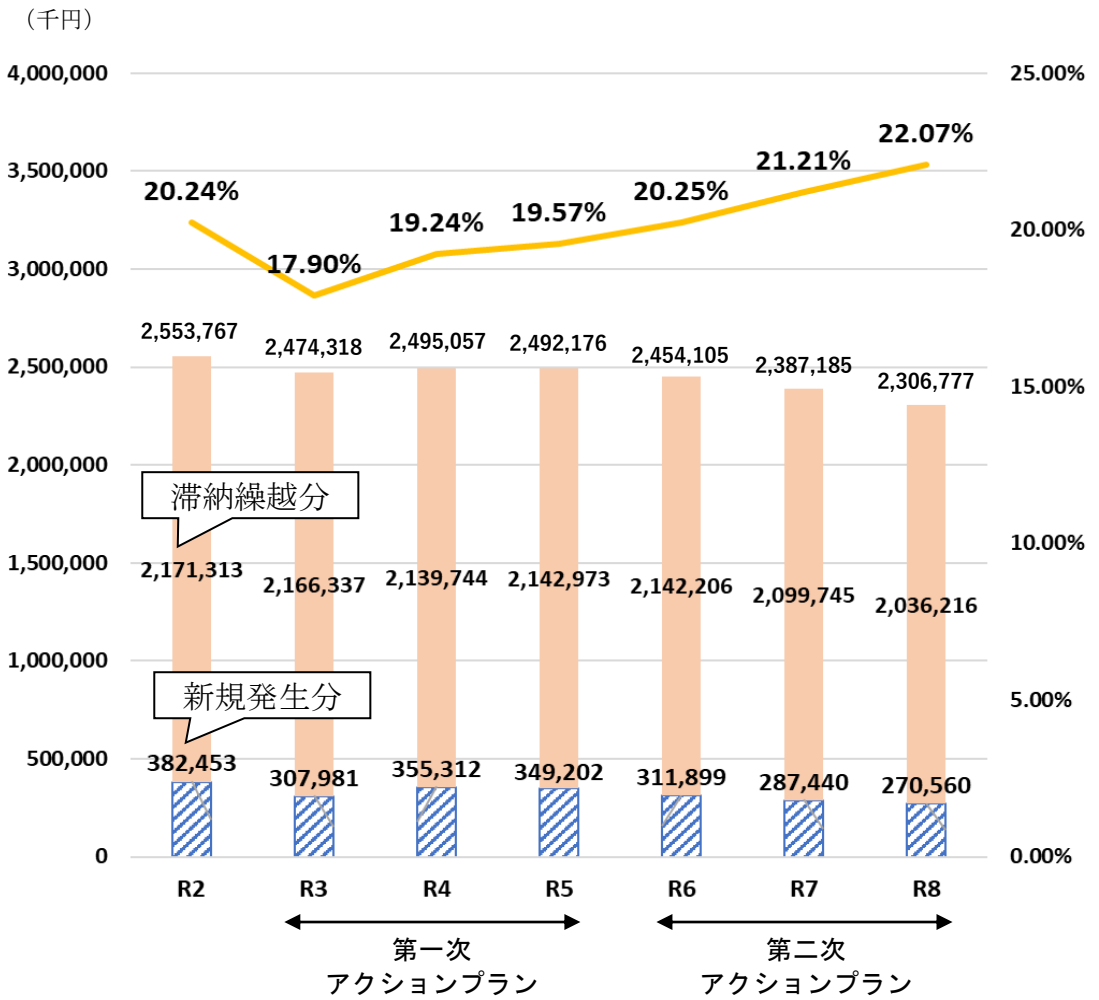
6 第一次アクションプランの取組み結果（令和5年度見込を含む）

取組み内容	目標 (A)	実績(見込) (B)	結果 ①上段：達成率 ②下段：B-A
1 区民部特別収納対策課との連携（高額または債務者死亡の債権につき年間80件程度を移管）	120,000千円 (年間40,000千円の執行停止)	219,133千円	【達成】 ①182.6% ②99,133千円
2 債権管理条例指針に基づき5万円未満の少額債権を放棄	30,000千円 (年間10,000千円を債権放棄)	8,901千円	【未達成】※1 ①29.7% ②△21,099千円
3 滞納整理専門員による相続人調査実施（債務者死亡の非強制徴収債権）	(令和4年8月採用のため、目標設定なし)	66,657千円	【達成】 ①100.0% ②66,657千円
4 法第77条の2決定の推進（強制徴収債権の適正な認定）	270,000千円 (年間120,000千円を決定 ※2)	402,220千円	【達成】 ①149.0% ②132,220千円
5 債権部会の立ち上げ、対応事例集作成	令和4年5月に債権部会を立ち上げ、その後事例集作成作業を行い、令和6年1月から職員への周知と処理の徹底を図る予定		

※1 実際に債権放棄の処理をするタイミングで、対象債権の見直しを行い、アクションプラン策定時の想定よりも厳格な条件としたため、実績が目標を下回っている。

※2 取組み初年度の令和3年度は、中部第一福祉課および中部第二福祉課のみで実施、令和4年度から全福祉課で実施したため、目標値を調整している。

(参考) 累計債権額と収納率の推移



※ 令和5年度は見込、令和6年度以降は目標値